

お客さま各位

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

「GRAN GOAL 投資一任約款」改定のお知らせ

2026年3月19日より、「GRAN GOAL 投資一任約款」を一部改定しますのでお知らせします。

詳細は下記の新旧対照表をご覧ください。

記

※ 下線部変更

新	旧
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条</p> <p>(4)運用開始日</p> <p>(中略) なお当社は、運用開始日が第24条第2項に掲げる(1)から(3)のいずれかに該当する場合、当該運用開始日以降最初に発注が可能となる日に発注を開始するものとします。但し、この場合であっても、運用開始日は変更されないものとします。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条</p> <p>(4)運用開始日</p> <p>(中略) なお、当社は、運用開始日が金融商品取引所の休場日又は運用対象となる投資信託のファンド休業日、若しくは当社において円滑な運用ができないと判断した場合等の事由により当該運用開始日に発注を行わないことがあります。この場合、当該運用開始日以降最初に発注が可能となる日に発注を開始するものとします。但し、この場合であっても、運用開始日は変更されないものとします。</p>
<p>(支払日)</p> <p>第24条 本契約の変更若しくは解約に基づき当社がお客さまにお支払いする金銭の支払日は以下の通りとします。</p> <p>(1) 契約金額の減額若しくはサテライトポートフォリオ途中運用終了に係る契約変更の場合は、その運用開始日から起算して8営業日後とします。</p> <p>(2) 本契約の解約の場合は、解約日から起算して8営業日後とします。</p> <p>2 <u>上記運用開始日(解約日を含む)が次のいずれかに該当する場合、当該運用開始日に発注を行わないことがあります。この場合、当該運用開始日以降最初に発注が可能となる日に発注を開始するものとします。これによりお支</u></p>	<p>(支払日)</p> <p>第24条 本契約の変更若しくは解約に基づき当社がお客さまにお支払いする金銭の支払日は以下の通りとします。</p> <p>(1) 契約金額の減額若しくはサテライトポートフォリオ途中運用終了に係る契約変更の場合は、その運用開始日から起算して11営業日後とします。</p> <p>(2) 本契約の解約の場合は、解約日から起算して11営業日後とします。</p> <p>2 お客さまへのお支払いのための売却注文の発注日が金融商品取引所の休場日若しくは運用対象となる投資信託のファンド休業日に該当する場合又は当該発注日に当社の判断において円滑な運用ができないと判断した場合等</p>

<p><u>払いが遅延することがあります。</u></p> <p>(1) <u>金融商品取引所の休場日若しくは運用対象となる投資信託のファンド休業日に該当する場合</u></p> <p>(2) <u>第 13 条第 1 項(7)に掲げる売買注文の発注をした場合</u></p> <p>(3) <u>当社において円滑な運用ができないと判断した場合や、その他やむを得ない事由がある場合</u></p> <p><u>3 減額注文の売買注文約定後、譲渡益税の支払いが不足し、追加売買注文が必要となった場合、お支払いが遅延することがあります。</u></p> <p>2026 年 3 月</p>	<p>には、お支払いが遅延することがあります。</p> <p>2025 年 12 月</p>
<p>【附則】</p> <p>(2)変動報酬部分</p> <p>②計算方法、支払日、支払方法</p> <p>(b) 支払日</p> <p>決算日から起算して <u>7</u> 営業日後の日とします。但し、減額時における支払日は減額の運用開始日から起算して <u>7</u> 営業日後の日とし、又、本契約の解約時における支払日は解約日から起算して <u>7</u> 営業日後の日とします</p> <p>(26.03)</p>	<p>【附則】</p> <p>(2)変動報酬部分</p> <p>②計算方法、支払日、支払方法</p> <p>(b) 支払日</p> <p>決算日から起算して <u>10</u> 営業日後の日とします。但し、減額時における支払日は減額の運用開始日から起算して <u>10</u> 営業日後の日とし、又、本契約の解約時における支払日は解約日から起算して <u>10</u> 営業日後の日とします</p> <p>(25.12)</p>

以上